あの日を忘れず　ともに未来へ　東松島一心

東松島市の復興の現状と
対話による集団移転団地の新しいまちづくり

宮城県 東松島市 総務部 市民協働課　難波和幸

HOPE
Higashimatsushima

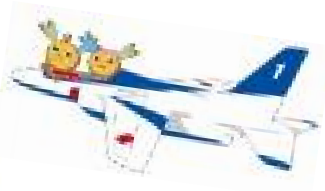

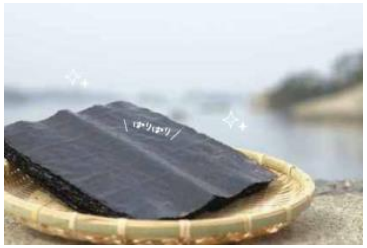

東松島市の被害状況

●地震の規模等

発生日時	平成２３年3月１１日（金）１４時４６分１８．１秒
震央地名	三陸沖　牡鹿半島の東　約１３０㎞
震源の深さ	約２４㎞
規模	マグニチュード９．０
本市震度	震度６強（最大震度 宮城県北部 震度７）
津波	野蒜海岸　浸水高　１０．３５m
（第１波）	大曲浜　　浸水高　　５．７７m
浸水面積	東松島市全体面積１０２㎢のうち３７㎢浸水（３６％）
	うち住宅用地（市街地）１２㎢のうち８㎢浸水（６５％）

●人的被害（市民）

死者	１，１０９人
行方不明者	２４人
合計	１，１３３人（全住民の約３％）

●家屋被害（全世帯の約７３％）

全壊世帯	５，５１３棟（うち流失 １，２６４棟）
大規模半壊	３，０６０棟
半壊世帯	２，５００棟
合計	１１，０７３棟

●避難者（最大）　１万５，１８５人

●避難所（最大）　１０６箇所（H23.8.31全て閉鎖）

災害危険区域の設定　～東松島市では津波防災区域の名称で設定～

東松島市津波防災区域建築条例
平成２４年6月１日施行

（津波防災区域の種別）

第1種区域

住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されます。

第2種区域

住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されますが、これらの建物であっても主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、階数が2以上、地階を有さないなどの条件を満たした建築物は建築できます。

第3種区域

住居などの居住用建築物、医療施設や児童福祉施設などの建築物を建築する場合、宅地の接する道路の高さから1階の居住室の床面の高さを1.5m以上とすること、住宅の基礎を鉄筋コンクリート造とすることなど、一定の基準を満たしていただく必要があります。

・**津波防災区域**は、津波に備えて、住宅や福祉施設といった**居住用建築物の新築・増改築を制限する区域**です。**（建築基準法第３９条により規定）**

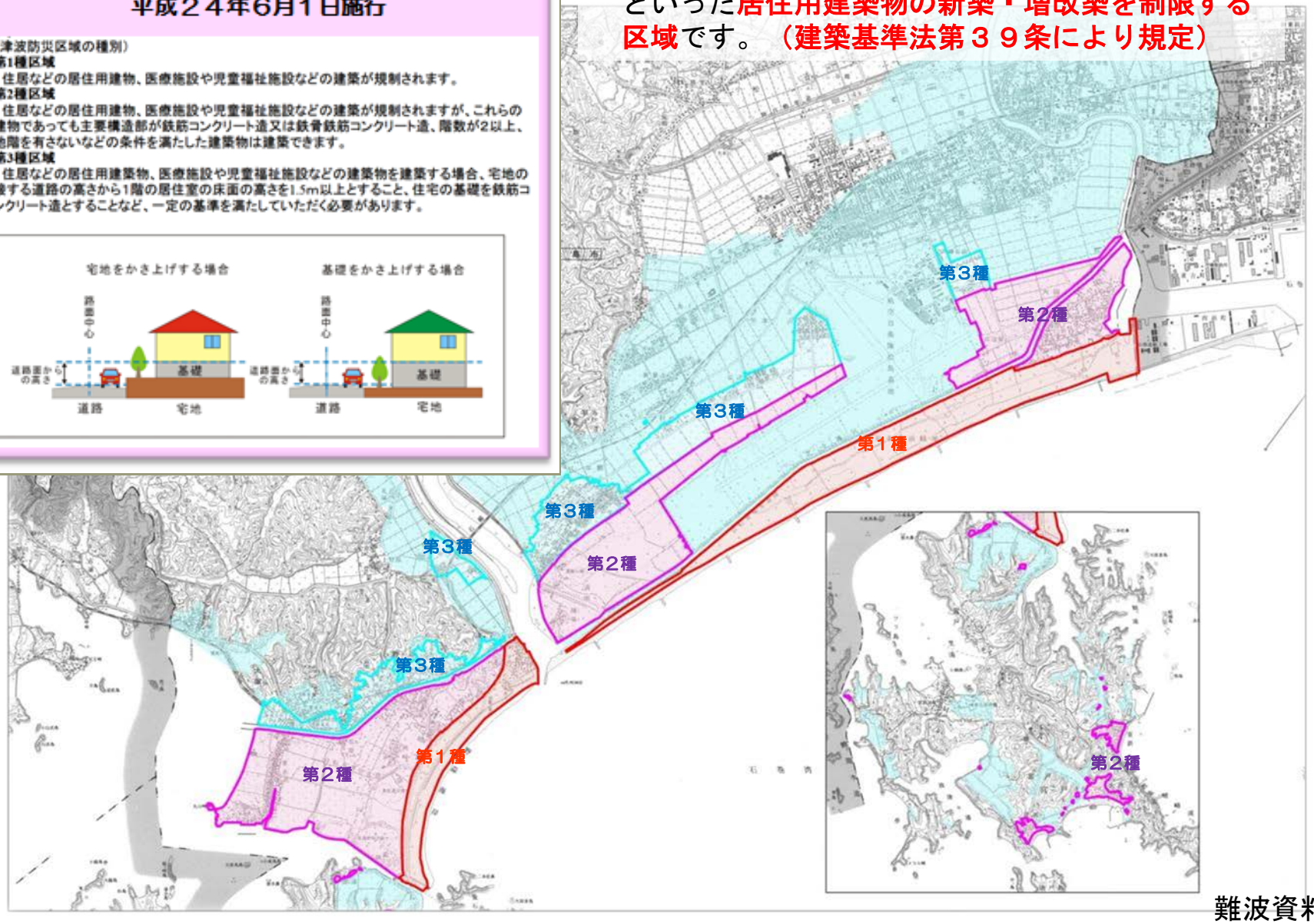

移転促進区域の設定　～防災集団移転促進事業～

移転促進区域の指定
- 移転対象世帯数：2，321戸
- 津波防災区域内の宅地等を買取

再建方法

→ **個別に移転**
現地で住宅再建

再建方法

高台・内陸へ集団移転
- 防災集団移転促進事業【７団地】
  全体：1，288戸
  （住宅敷地：717戸、災害公営568戸）
- 災害公営住宅整備事業【１０団地】
  災害公営：５３３戸

※東松島市の集団移転の特徴
- 移転先は移転者が決定
- 移転のための宅地は52年間の定期借地契約（30年間は賃貸料減免）

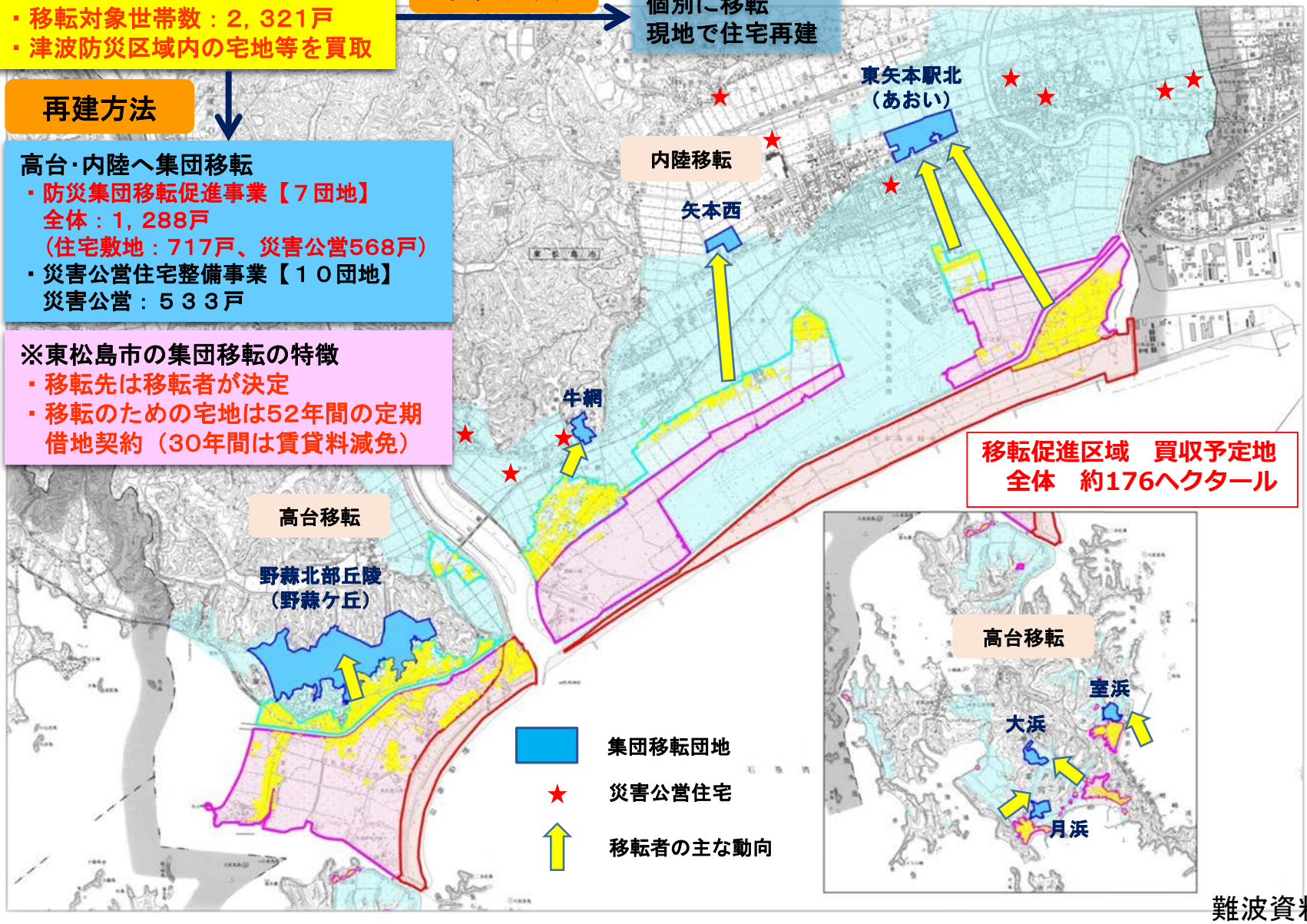

災害公営住宅整備事業

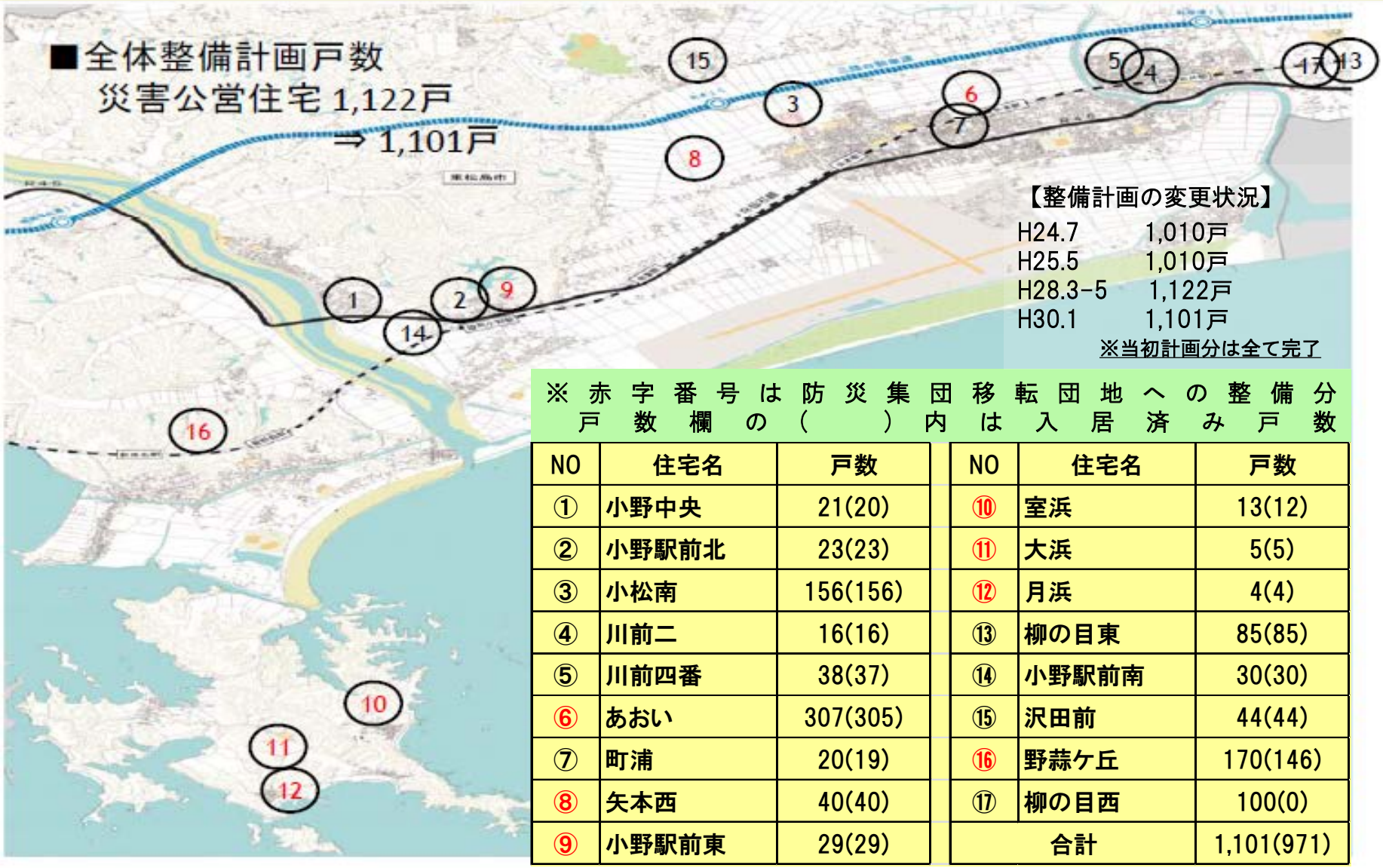

※赤字番号は防災集団移転団地への整備分
戸数欄の（　）内は入居済み戸数

NO	住宅名	戸数	NO	住宅名	戸数
①	小野中央	21(20)	⑩	室浜	13(12)
②	小野駅前北	23(23)	⑪	大浜	5(5)
③	小松南	156(156)	⑫	月浜	4(4)
④	川前二	16(16)	⑬	柳の目東	85(85)
⑤	川前四番	38(37)	⑭	小野駅前南	30(30)
⑥	あおい	307(305)	⑮	沢田前	44(44)
⑦	町浦	20(19)	⑯	野蒜ケ丘	170(146)
⑧	矢本西	40(40)	⑰	柳の目西	100(0)
⑨	小野駅前東	29(29)	合計		1,101(971)

防災集団移転の新しいまちづくりを支える体制①

市役所内組織体系図(2012(H24)年11月1日抜粋)

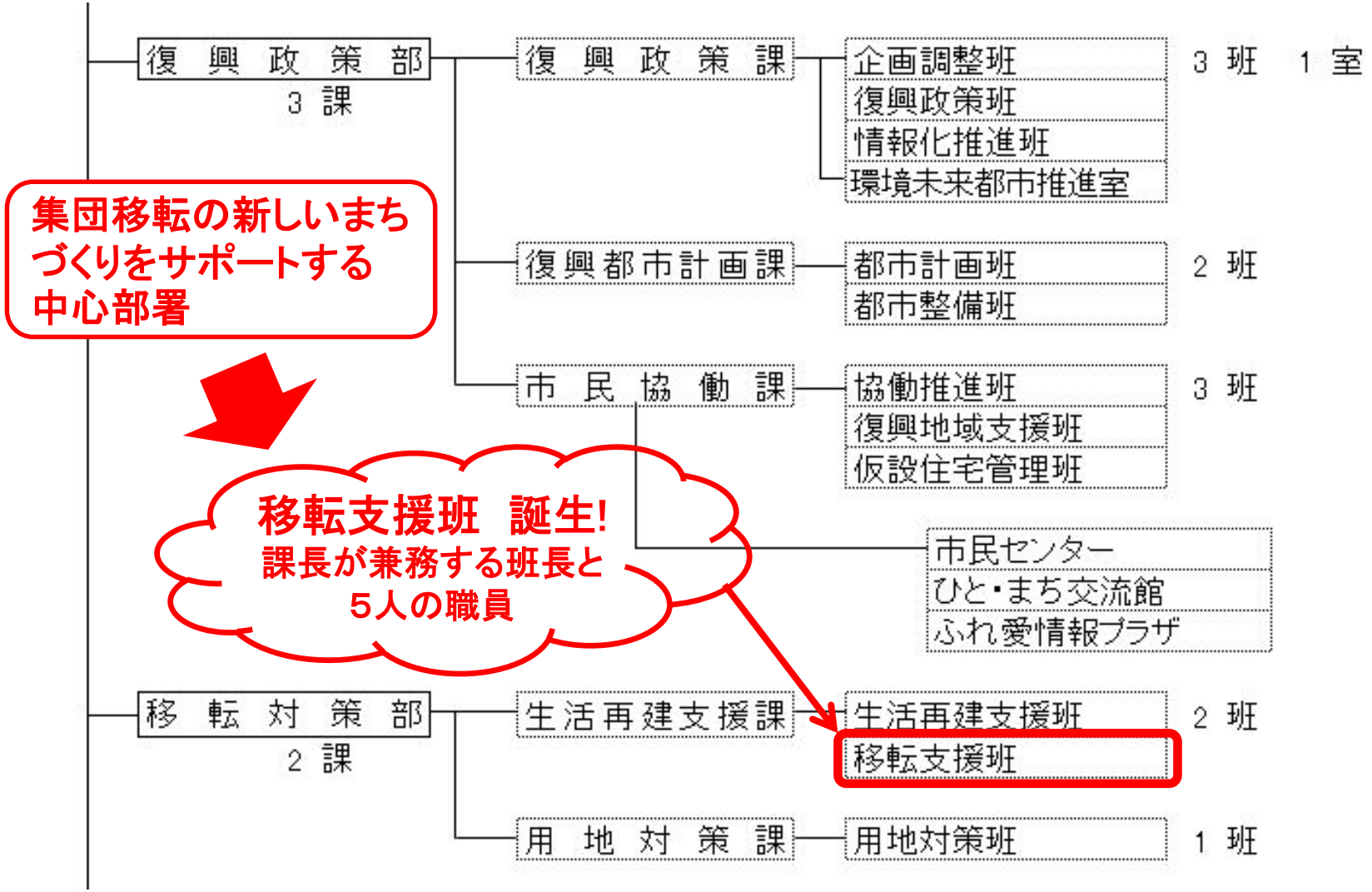

防災集団移転の新しいまちづくりを支える体制②

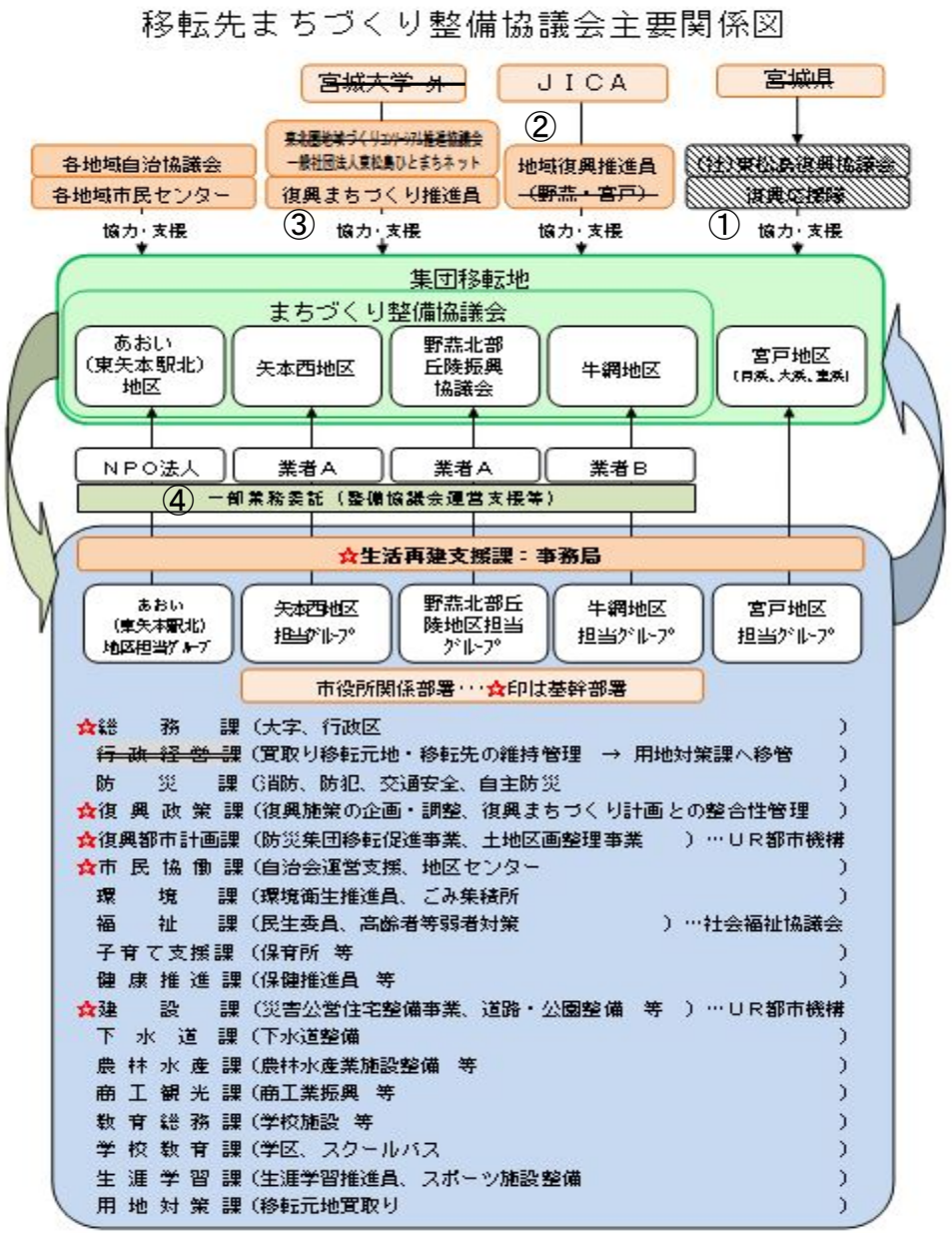

①　復興応援隊

総務省「復興支援員推進要綱」に基づいて、宮城県が実施した事業。

②　地域復興推進員

被災地共通課題の地域コミュニティの立て直しを支援することで、経験を積み重ね、本来業務の海外協力に役立てる。

③　復興まちづくり推進員

復興まちづくり支援業務をNPO等の中間支援組織が受託。
（財源：震災特別交付税）

④　協議会運営支援等

NPO法人や業者に一部業務委託。
（財源：復興交付金、復興基金）

市役所内 地区担当グループ制

2年目の地区担当グループ制の実施にあたって各部署に発信したメッセージ

▶ 集団移転にかかる住民の合意形成は、移転対策部生活再建支援課が中心となって進めていますが、新しいまちづくりは、様々な部署がまちの将来像を描きながら所掌する業務に関わる課題の解決に向けて**当事者意識**を持ち、関係する部署と連携を密にして取り組んでいかなければなりません。

また、**復興のスピードを加速**するためには、庁内の**横断的な組織の立ち上げが必要**とのことから、昨年度より新たに集団移転先にかかる「地区担当グループ」を組織しました。（今年度から一部改編）

地区担当グループ職員は、移転先にかかる協議・検討の場（庁内の会議・打合せ等を含む）に、部署の代表として出席します。部署の代表として、所属する部署に関わることで自身が担当していない分野も、部署内で十分連携・情報共有を図った上で会議等に出席することを心掛けてください。

市役所内地区担当グループ職員名簿

平成26年度　移転先まちづくり整備協議会・復興まちづくり地域計画プロジェクト　地区担当グループ職員名簿

情報共有の手法

集団移転にかかるまちづくりの状況

平成 27 年 3 月 31 日現在

移転先名	東矢本駅北団地	矢本西団地	牛網団地	野蒜北部丘陵団地	室浜・大浜・月浜団地
協議会名	あおい地区まちづくり整備協議会	矢本西地区まちづくり整備協議会	（牛網地区まちづくり整備協議会）	野蒜北部丘陵振興協議会	（宮戸まちづくり協議会）
設立日	平成 24 年 11 月 21 日 （H26.5.17 名称変更）	平成 24 年 12 月 19 日	平成 24 年 12 月 20 日 （H26.3.16 解散）	平成 24 年 11 月 25 日 （H26.6.1 組織改編・名称変更）	平成 25 年 6 月 11 日 （H26.3.30 解散）
代表者	会長 [redacted]	会長 ○ △ □ ◇		会長 ◎ ▽ ■	
設立までの経過等	H24.6.8 から集団移転の大半を占める大曲浜地区民が月一回のペースで懇談会を開催してきた。H24.10.18 に準備会発足のための懇談会を開催。H24.11.4・9 に準備会を重ね、H24.11.21 に設立総会を開催した。	H24.11.6 立沼地区から矢本西団地へ集団移転する移転者を対象とした懇談会を開催。H24.11.16 準備会発足のための懇談会、H24.12.4 準備会を経て、H24.12.19 に設立総会を開催した。	H24.10.6、11.14 小野地域まちづくり協議会の牛網浜市地区協議会役員との協議を実施。この意向を踏まえ、H24.11.28 に準備会発足のための懇談会、H24.12.5 準備会を経て、H24.12.20 に設立総会を開催した。	野蒜まちづくり協議会の復興部会を発展的に野蒜地区復興協議会として発足。 H24.11.15 野蒜まちづくり協議会役員会での協議を経て、設立総会を H24.11.25 に開催。H26.6.1 高台移転にかかる協議を主とした組織に組織改編。	H24.2.20 から、宮戸地区復興まちづくり委員会の開催や各浜単位での話し合いを実施し、宮戸地区の復興について協議・検討してきた。 H25.6.11 に、組織体制・委員構成を新たに、宮戸まちづくり協議会を設立した。
状況	ﾌﾞﾛｯｸ選定を経て画地を選定する方式（1ﾌﾞﾛｯｸ約 20 区画、大曲 5 ﾌﾞﾛｯｸ・矢本東 9 ﾌﾞﾛｯｸ）。H25.11.23・24 に区画調整会を実施。その後、当日欠席世帯等の画地を調整し、移転希望者の画地が決定した。 街並みﾙｰﾙについては、H25.11.21 に説明会を実施、H26.1.24 には、工務店等向けの説明会も実施した。H26.2.10・11 にﾜｰｸｼｮｯﾌﾟで意見を集約し、H26.3.15 開催の臨時総会で確定させた。H26.10.22 開催の臨時総会で条例化す	H25.6.15 に並び画地申込世帯・二世帯住宅建設世帯の一部について、先行して抽選会を実施し、それ以外の世帯については、H25.7.13 の抽選会で画地が決定した。（選択・抽選方式） まちづくりﾙｰﾙについては、H25.8.11 開催の全体会で承認された。 H26.2.2 全体会と併せて、融資勉強会を実施。 H26.2.23 顔合わせ、隣地境界などをﾃｰﾏとし	市内の集団移転地の中で最も早く H25.3.24 の抽選会をもって移転希望者の画地が決定した。（選択・抽選方式） まちづくりルールについては、H25.11.7 開催の臨時総会で承認された。 H25.9.8 に小野市民センターで移転者同士の交流会を実施した。 H25.12.5 災害公営住宅入居者懇談会を実施。 往還下区へ編入される	移転ｴﾘｱは、東部・中央・西部の 3 区分。画地の位置決めは、H26.1.11 に旧洲崎地区移転ｴﾘｱ、H26.1.19 に並び画地希望者について先行して実施。それ以外の世帯は、希望画地受付→希望重複世帯の希望画地変更確認の過程を経て、希望が重複した世帯について、H26.3.15・16 ｴﾘｱごとに抽選を行い画地を決めた。 H26.6.19・20・22 にまちづくりﾙｰﾙの説明会を実施。H26.7.1～14 に仮設住宅集会所等で計 6 回懇談会を開催。	各団地ごとに話し合いを行い、移転地の土地利用計画を決定した。 画地については、 月浜団地（H25.6.21） 話し合い →選択・抽選方式 大浜団地（H25.6.23） 単純抽選方式 室浜団地（H25.6.26） 単純抽選方式 により、決定した。 特別名勝松島地域の景観形成を踏まえたまちづくりルールに

はじめから対話ができていたのか？

いいえ！　残念ながらできていませんでした。

どんな状態だったのか？

移転者（住民）　VS　市（行政）

ふるさとの喪失
↓
新しいまちへの
強い希望・期待

予算・法律・時間
などの制約

なかなか進まない合意形成

このままでは、一歩も進めない。
どうしたら・・・。

目指しているところは同じなのではないか？！

移転者（住民）　　市（行政）

目指しているところ
↓
くらしの復興、ふるさとの復興

本音での話し合い(対話)

移転者(住民)

真に必要なものの取捨選択

優先順位の提示

代替案の検討

住民同士の総意形成

市(行政)

素案を早めに提示

修正可能時期の提示

できる・できないことの明示

できない理由の丁寧な説明

希望が多く反映された
愛着の持てる新しいふるさとの実現

人育み人輝く　東松島
～心ひとつに　ともに未来へ～

紹介しました東松島市の事例が、少しでもお役に立てたら幸いです。

ご清聴ありがとうございました。